

地域福祉推進計画

第4期 令和3年度～令和8年度

ささえあい
地域でみまもる
まちづくり

～地域共生社会の実現を目指して～



はじめに

加古川市社会福祉協議会（以下、「社協」という）では、これまで第1期から第3期までの地域福祉推進計画を策定し、地域福祉活動を推進してまいりました。

この間、介護保険では、従来は施設入所が主となっていました。社会保障費や医療費が増大し、平成27年の介護保険法の改正によって、施設入所よりも地域で見守ることへの大きな方向転換がなされました。

また、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化などから地域社会との接点を持たない人が増え、住民同士のつながり意識が低下し、複雑多様化した課題が地域の中で潜在しています。

さらに、令和2年からの「新型コロナウイルス感染症」の拡大は、従来から地域福祉を進める上で大切にしてきた「人とのつながりや接触」「コミュニケーション」を制限し、収束の先行きが不透明な中で、これからの地域福祉活動のあり方を見直さなければいけない状況となっています。

このような厳しい状況の中、社協では『ささえあい地域でみまもるまちづくり』を第1期計画から福祉目標に掲げ、実践してきましたが、第4期地域福祉推進計画（2021～2026）は、6か年計画として、第1期からの福祉目標を理念として受け継ぎ、地域住民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、「地域共生社会の実現」というキーワードを加え、今後における社協活動の指針としています。

そして、第4期計画では、行政や社協だけではなく、住民や当事者団体、ボランティア、企業等がそれぞれの強みを活かして協働して取り組むことで、相互に助け合い、ささえあう地域づくりを目指してまいります。また、加古川市の「地域福祉計画」との整合性や協働を図りながら計画を実践していきたいと考えています。

格言に、「夢あるところに目標あり 目標あるところに計画あり 計画あるところに実行あり 実行あるところに成果あり」というのがあります。この第4期地域福祉推進計画により、社協の地域福祉活動が着実に実行され、大きな成果が挙がるよう社協役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様方のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末尾になりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員長の兵庫大学副学長 田端和彦先生を始め14名の策定委員の皆様方、そして、アドバイザーの兵庫県社協地域福祉部松本副部長には、1年間にわたり真摯に議論を重ねていただきました。この間の多大なるご尽力に心から感謝申し上げますとともに厚く御礼申し上げます。

また、本会職員でワーキングチームのメンバーの皆様には、1年半にわたり各種団体へのヒヤリングや策定委員会における議論のまとめと事務作業に懸命に取り組んで頂いたことに感謝申し上げます。



社会福祉法人
加古川市社会福祉協議会
理事長 山 本 勝

表紙イラスト 制作者

たかみ さん
高見杏那 さんのメッセージ （NPO 法人シミンズシーズ スタッフ）

“今回は、表紙を描かせていただきありがとうございます。
年齢や性別、境遇様々な方たちが一緒に楽しく暮らせるまち、
挨拶があり、住人同士の顔が見えるまちを表現しました。

また、可愛くて手に取りたくなる表紙を意識して描きました。
沢山の人が冊子を手に取り、活動を知っていただくことで
みんなが楽しく暮らせる社会に一步でも近づくことを願っています。”

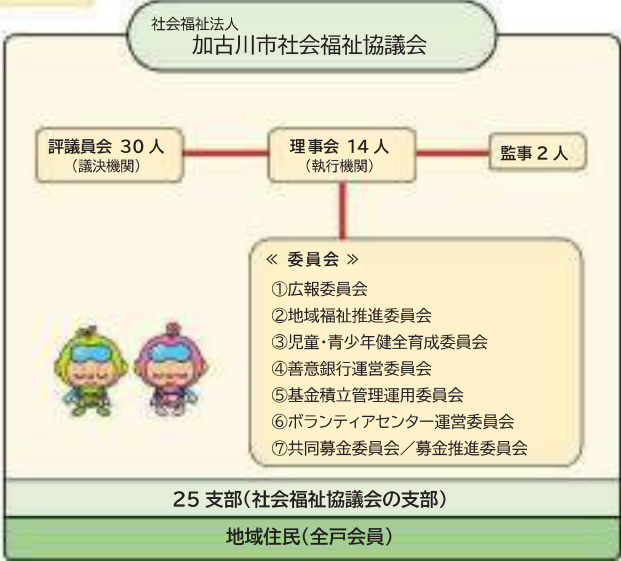
加古川市社会福祉協議会の概要

社協は、社会福祉法第 109 条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められた地域住民を会員とする民間の福祉団体です。
『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指し、地域の様々な生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、様々な団体や機関と協働しながら創意工夫を凝らした地域福祉活動を展開しています。

福祉目標

ささえあい 地域でみまもる まちづくり
～地域共生社会の実現を目指して～

組織構成



第4期 地域福祉推進計画 総合体系図

福祉
目標

『ささえあい
地域でみまもる
まちづくり』

基本方針

しくみづくり
多様な主体と協働
しながら進める
しくみづくり

地域づくり
みんながつながり、
ささえあう地域づくり

つながりづくり
住民・機関・団体が
「強み」を活かして
協働する、みんなで
育てるつながりづくり

地域共生社会の実現を目指して

【重点目標】

① 住民主体のお互いさの 地域づくり

・身近な地域での住民同士のつながりを大切にし、住民主体のささえあい活動を進めます。

・地域の社会資源をつなぎ、多様な主体が協働するまちづくりを進めます。

② 認め合い、ささえあいの 輪が広がる人づくり

・住民、団体、企業の福祉学習機会を創出し、誰もが互いに認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくりを進めます。



③ 誰もが安心して相談できる 支援ネットワークづくり

・あらゆる相談を一度受け止め、相談者が安心して支援のしくみづくりを進めます。

・様々な支援の重層的なしくみづくりを進め、切れ目のない支援ネットワークの構築を目指します。

《みんなで協働して取り組むこと》

- 1) 住民同士で町内会行事への参加を促し、顔の見える関係づくりを進めよう。
- 2) 普段から相談相手（近所、友人、行政、支援機関等）をつくる意識を持とう。
- 3) 誰もが安心して暮らせるよう、身近な住民同士でささえあう取り組みを進めよう。
- 4) 住民交流活動を通して、地域ぐるみの見守り活動を進めよう。
- 5) 身近な社会資源や情報を整理し、地域の宝物としてみんなで共有しよう。
- 6) ささえあい協議会[※]等で、地域課題を提案しよう。

- 1) 次世代の担い手となる、若い世代のボランティアを育成しよう。
- 2) 高齢者を対象に、ボランティア活動や地域活動を啓発しよう。
- 3) 当事者自ら、自分たちの思いや支援してほしいことを伝える場づくりを進めよう。
- 4) 子育て中の親に、「加古川のまちで子育てして良かった」と思ってもらえるような、親の気持ちに寄り添った支援をしよう。
- 5) 市内で活動するボランティア団体相互の連携を深め、資源やしくみを共有しよう。
- 6) まちづくりや地域福祉活動団体情報を発信しよう。

- 1) 地域で気になることがあれば、支援専門機関[※]へつながられるよう、地域の実情や社会資源を把握し、関係機関相互の連携で情報共有を進めよう。
- 2) どんな相談も受け止められる環境づくりに取り組もう。さらに相談窓口機能を強化し、支援者が一人で抱え込まない多職種連携を進めよう。
- 3) 災害時要支援者支援等、制度の狭間にある人への支援のあり方について、当事者[※]、地域住民、支援専門機関、行政等、様々な機関が連携して取り組んでいこう。
- 4) 生活困窮や社会的に孤立している人等が、安心してその人らしく生活できるよう、それぞれの強みを活かした支援体制をつくろう。

《社協の取り組み》

- 1) 地域行事（活動）への参加を住民へ呼びかけ、参加を通じてつながりづくりの大切さを伝えます。
- 2) 広報、情報紙、小地域福祉活動事業、ささえあい協議会活動を通して、身近な者同士のつながりづくりの大切さを啓発します。
- 3) 地域活動を切り口に、地縁組織（町内会）が中心となって、身近な住民同士がささえあう体制づくりを進めます。
- 4) 町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等が実施するつどい場と連携し、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。
- 5) ささえあい協議会[※]を通して、様々な社会資源を広報、情報紙、チラシ等で情報発信していきます。
- 6) 各エリアの住民課題をささえあい協議会[※]で協議し、課題を解決するしくみづくりを進めます。

- 1) 若い世代を対象に、ボランティアの役割や必要性、活動の魅力を伝える福祉学習を進めます。
- 2) 定年退職後の元気高齢者等に、地域でのつながりづくりやボランティア活動、地域活動に参加するきっかけづくりを提供します。
- 3) 当事者の思いを伝える機会や当事者と住民とのつながりづくりの機会を提供します。（持っている力が発揮できる機会づくり）
- 4) 子育て中の親を対象とした魅力ある研修機会を提供します。子育て支援に取り組む団体（サークル・子ども食堂）の活動を支援します。
- 5) 活動希望者とニーズをつなぎ、ボランティア活動の活性化を図るしくみづくりを進めます。
- 6) 各種団体の情報を共有し合えるしくみづくりを進めます。

- 1) 困りごとを見逃さない、アウトリーチ[※]も含めた相談支援体制の強化に努めます。地域の実情や社会資源についての情報が円滑に共有され、連携を深められるよう努めます。
- 2) 誰もが安心して相談できる環境づくりに努めます。事務局内連携をはじめ、様々な関係機関とともに、相談支援体制の充実やネットワークづくりを進めます。
- 3) 災害時支援等、公的な制度・サービスでは支えきれない問題に対して、様々な関係機関とともに、支援方法の検討が進むように働きかけます。
- 4) 当事者の困りごとを受け止め、必要な支援専門機関につながるよう働きかけるとともに、地域全体で支えられるしくみづくりについて検討します。

※印の青色語句説明は、第4章用語解説P43～P45で説明しています。（以降、青字表記）

目次

第1章 地域福祉を取り巻く状況

1) 計画策定の社会的背景	1
2) 社協が目指す地域共生社会	2
3) 地域福祉の理念	4
4) 地域福祉の推進エリア	5
5) 推進エリアの社会資源	6
6) 加古川市における地域の単位	7
7) 加古川市の高齢化率と年少人口率	8

第2章 第4期地域福祉推進計画について

1) 第4期地域福祉推進計画の概要	9
2) 第4期地域福祉推進計画の考え方	11
3) 重点目標の読み方について	13
重点目標① 住民主体のお互いさまの地域づくり	14
重点目標② 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり	16
重点目標③ 誰もが安心して相談できる 支援ネットワークづくり	18

第3章 第3期地域福祉推進計画の評価

1) 第3期地域福祉推進計画の概要	20
重点目標① 事業評価	21
重点目標② 事業評価	23
重点目標③ 事業評価	25
重点目標④ 事業評価	27

第4章 資料編

1) 第4期地域福祉推進計画策定に向けたヒヤリング調査	29
2) 策定委員会 報告	
第1回策定委員会 報告書	37
第2回策定委員会 報告書	38
第3回策定委員会 報告書	39
第4回策定委員会 報告書	40
第5回策定委員会 報告書	41
3) 第4期計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）との関係性	42
4) 用語解説	43
5) 第4期地域福祉推進計画 策定方針	46
6) 第4期地域福祉推進計画策定委員会 設置概要	47
7) 第4期地域福祉推進計画 策定委員名簿	48
8) 第4期地域福祉推進計画 策定ワーキングチーム名簿	49

第1章

地域福祉を取り巻く状況



※印の青色語句説明は、第4章 用語解説(P43～P45)で説明しています。

1) 計画策定の社会的背景

近年、我が国では少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、また情報技術の発展等により個人の価値観やライフスタイルの多様化から、地域社会との接点をもたない人が増え、住民相互のつながり意識が低下し、様々な課題が地域の中で潜在化しています。

また、長期にわたる低迷した経済情勢から生活困窮に陥る家庭も増加し、その影響が子ども世代にも及ぶ等、大きな社会問題となってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人とのつながりや接触、コミュニケーション手段が制限される等、地域福祉推進の根底となる住民相互の関係性に、多大な影響を及ぼすこととなりました。

このような中、国が示す今後の地域福祉を進める上での大きな指針**地域共生社会の実現[※]**では、地域の困りごとに対して、誰もが他人事ととらず、住民一体となって**「我が事、丸ごと」**で考え、解決に向けて取り組めるコミュニティづくりが求められています。これまで以上に地域住民や福祉関係団体・関係者が主体となって連携・協働し、地域の福祉課題や住民の抱える生活課題を解決するための取り組みを進めていくことが必要とされています。

私たち**社協**は、このような情勢の中でもあらゆる世代の住民が地域での「つながり」の大切さを実感し、身近に不安や悩みを相談できる相手がいることで、様々な課題が早期に解決できるようなしくみを整える役割が求められます。

第4期地域福祉推進計画（以下、本計画という）では、第3期計画を基礎として、住民一人ひとりが地域福祉の推進役（主体）となり、個々の能力を活かしていくことで**「地域の福祉力」**を高める取り組みを進めます。

そのため加古川市とより一層の連携を深め、市地域福祉計画（行政計画）と本計画（社協計画）が地域福祉を進める両輪となり、住民主体の地域福祉事業（活動）を効果的かつ継続的に推進していくため、本計画を策定しました。



2) 社協が目指す地域共生社会

本計画が目指す地域福祉ビジョンの1つに、**地域共生社会の実現**があります。

地域共生社会とは、お互いの立場や年齢等に関係なく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係性を越えて、すべての人が地域社会の一員として包摂され、自分らしく暮らすことを目指した社会です。

地域共生社会が求められる背景には、現代社会では、つながりの希薄化によって社会的孤立・排除の現実があります。さらに、格差社会が広がる中で、社会的孤立・排除等により住民の福祉課題が深刻化しています。この福祉課題を解決するためには、地域の中の孤立を防ぎ、違いを認め合うことが大切なのです。

そしてまた、「**我が事、丸ごと**」のコミュニティづくりが求められています。

少子高齢化が進む中、「支え手・受け手」のバランスが大きく崩れ、今後は支え手側が不足することが予想されています。また、現在の制度では対応できない複合的な課題や、**制度の狭間***のニーズがあります。

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりには、行政や社協だけが課題解決に向けて取り組むだけでは実現できません。地域住民も「我が事」として取り組み、住民や専門職、社会資源が「丸ごと」つながり、包括的に対応することが必要とされています。

地域共生社会の実現に向けて大切な、6つの要素を3ページにまとめました。



地域共生社会 6つの要素

1. 尊厳が重んじられること

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人がかけがえのない人間として尊厳が守られ、基本的人権の享有が確保される社会です。



2. 多様なつながりがあること

個人の価値観やライフスタイル等の多様性を認め合うと同時に、他者とのつながりの多様性がある社会です。

3. 誰もが包み込まれること

排除される人をつくらず、様々な地域生活課題を共有し、ささえあう力をもった社会です。

4. みんなが参加・参画し、力をあわせること

誰もが持てる力を活かし、主体的に参加・参画できる多様な機会がある社会です。

5. 参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること

他者とのつながりと参加・参画の機会によって、人は生きる力を高め、自立していきます。「地域共生社会」とは、主体的な参加・参画から、一人ひとりの自立が実現される社会です。

6. 私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

それぞれの地域の歴史や文化、資源といった多様性と歩調を大切にしながら、目指す「地域共生社会」づくりとなります。

引用：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」より

3) 地域福祉の理念

私たちの暮らす地域社会には、様々な背景をもつ住民が暮らしています。誰もが「住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けたい」という共通の思いを持っています。

地域福祉とは、この共通の願いを実現するために、**普段の暮らしの中で互いに人権を尊重し、ささえあいを推進していくこと**です。

近年、住民の暮らしや価値観が多様化する中で従来からの地域や家庭の機能が低下し、住民の抱える生活課題は複雑化・深刻化して、既存の制度や福祉サービスだけでは解決できない住民の生活課題が増えてきています。

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、公的な制度やサービス（公助・共助）だけではなく「自分たちができること（自助）」、「住民同士が互いにささえあったり、みんなで協力しあってできること（互助）」等を組み合わせた地域づくりが必要です。

そこで本計画では以下の「自助」・「互助」・「公助」・「共助」が互いに連携・協働し、**地域福祉を推進していきます。**



○「地域福祉」の概念については、厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書より」を参考にしています。

4) 地域福祉の推進エリア

「地域」という言葉は、住んでいるところから最も身近な場所、いわゆる「近所」・「隣保」としてのとらえ方や、「町内会」・「自治会」・「校区」・地域活動のエリア（区域）としてのとらえ方等、その人の暮らしの背景によって様々です。そこで本計画では、「地域」を以下の3層に定義しました。

◆社協が考える地域福祉の推進エリア

第1層 市域

福祉計画の策定、施策・サービスの開発 等



住民の皆さんの役割は、隣近所に何か困りごとを抱える人に気づいた時や、その人を助けたいけれどどうすればよいかわからない時は、身近な相談窓口に連絡することです。

社協は、行政機関や福祉専門機関等との重層的な支援ネットワークを構築し、課題を抱える人への切れ目ない支援ができる体制づくりを整えます。

第2層 12中学校区 28小学校区 25社協支部※

ささえあい協議会※、子育て広場 等



住民の皆さんの役割は、様々な立場の人・支援団体等と協働し、地域課題の解決に向けて自分たちにできることを協議していただくことです。

社協は、住民の皆さんの意見から、社会資源の活用や様々な機関や団体、企業等の力を活かした支援ネットワークの構築を進めます。

第3層 町内会・自治会 隣近所・隣保

見守り活動、SOSのキャッチ、ささえあい活動 等



住民の皆さんの役割は、地域の中で、ささえあいや見守り活動のしくみづくりを進め、住民同士の顔の見える関係づくりに取り組んでいただくことです。

社協は、住民主体の地域福祉活動に協力し、その啓発を実施します。

5) 推進エリアの社会資源※

地域福祉の推進エリア（第1・2・3層圏域）を設定するにあたり、各推進エリアにおける社会資源をとらえることも大切です。
本計画では、以下のように考えました。

- フォーマルサービス
○インフォーマルサービス

第1層 社会資源

- 行政(制度・施策)
●企業、協同組合(協定)
●ボランティアセンター
●成年後見支援センター
○町内会連合会
- 医師会
●福祉サービス事業者
●シルバー人材センター
●社会福祉協議会
○老人クラブ連合会
- 障がい者基幹相談支援センター
●NPO 法人/市民活動団体
●民生児童委員連合会
○社会福祉法人連絡協議会※ 等

第2層 社会資源

- 地域包括支援センター
●ささえあい協議会
●学校・園
○各地区町内会連合会
○子育てグループ
- 企業、協同組合
●社会福祉施設
○老人クラブ
○まちの子育てひろば
- 生活支援コーディネーター※
●民生児童委員協議会
○ボランティア団体
○OPTA 等

第3層 社会資源

- 民生委員・児童委員
○町内会長・自治会長
○隣保での見守り活動
○子ども食堂
- 地域住民(隣近所)
○ふれあいサロン※
- 住民同士のささえあい活動
○いきいき百歳体操 等

6) 加古川市における地域の単位

地域包括支援センター	地区民生児童委員協議会	公民館	中学校区	小学校区	社協支部 (地区町内会連合会)	単 位 町内会数	隣保数	世帯数
かこがわ	加古川地区	加古川	加古川	加古川	篠原町地区	9	47	896
					寺家町地区	12	89	830
					本町地区	6	112	959
					鳩里	14	617	9,317
					氷丘	21	721	10,267
かこがわ北	加古川北地区	加古川北	山手	神野	神野町	16	198	3,731
				陵北	新神野	11	185	1,962
				八幡	八幡町	9	103	1,564
				平荘	平荘町	13	114	1,444
				上荘	上荘町	9	101	1,374
のぐち	野口地区	野口	中部	野口	野口町中地区	16	422	5,408
		陵南	陵南	野口南	野口町南地区	13	378	4,833
				野口北 (一畑神神りき)	野口町北地区	10	361	3,999
ひらおか	平岡地区	東加古川	平岡	平岡	平岡町中地区	13	257	4,197
		平岡	平岡南	平岡南	平岡町南地区	12	308	4,568
				平岡東	平岡町東地区	18	360	4,215
				平岡北	平岡町北地区	18	291	4,684
かこがわ南	浜の宮地区	尾上	浜の宮	尾上	尾上町	20	897	11,116
		別府	別府	浜の宮				
				若宮				
				別府西	別府町	14	597	6,935
かこがわ西	加古川西地区	加古川西	神吉	東神吉	東神吉町	11	339	4,910
				東神吉南				
				西神吉	西神吉町	15	206	2,919
				川西	米田町	5	199	2,453
	志方地区	志方	志方	志万	志方町中地区	13	146	1,548
				志万東	志方町東地区	14	85	981
				志万西	志方町西地区	7	72	959
6カ所	9協議会	12カ所	12校	28校	25支部	319	7,205	96,069

※小・中学校区割は一致しない地域もあります <町内会加入数、隣保数、世帯数はR2.12.4現在のもの>

7) 加古川市の高齢化率と年少人口率

総人口	高齢者人口	高齢化率	年少人口	年少人口率
263,152 人	73,423 人	27.9%	33,223 人	12.6%

(住民基本台帳より 令和2年12月)

